

環境基準と京都市環境保全基準の対比

(水質汚濁に係る環境保全基準 関連)



「水質汚濁に係る環境基準」(抜粋)

生活環境の保全に関する環境基準

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN/100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L以上	

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全	亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的の低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的の高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03 mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	

類型指定状況 (京都市域のみ抜粋)

府が既存の類型の改正を検討中

水域	範囲	該当類型	達成期間	環境基準点	指定主体	指定年月日
鴨川	高野川合流点より上流	A	イ	出町橋	府	昭45.9.1 開議決定 昭53.3.24 府告示第174号
	高野川合流点から勧進橋まで	A	イ	三条大橋		昭45.9.1 開議決定 昭53.3.24 府告示第174号 平8.3.29 府告示第247号
	勧進橋より下流	BA	イ	京川橋		昭45.9.1 開議決定 平8.3.29 府告示第247号
高野川	花園川合流点より上流	AA	イ	三宅橋	府	昭53.3.24 府告示第174号
	花園川合流点より下流	A	イ	河合橋		昭53.3.24 府告示第174号 平8.3.29 府告示第247号
桂川	渡月橋より上流	A	イ	渡月橋	府	昭45.9.1 開議決定
	渡月橋から天神川合流点まで	BA	イ	西大橋		昭45.9.1 開議決定
	天神川合流点から宇治川合流点まで	BA	イ	宮前橋		昭45.9.1 開議決定 平8.3.29 府告示第247号
有栖川	全域	BA	イ	梅津新橋	府	平8.3.29 府告示第246号
天神川	全域	BA	イ	西京極橋	府	平8.3.29 府告示第246号
清瀧川	全域	AA	イ	落合橋	府	昭53.3.24 府告示第174号
小畠川	京都市と長岡京市の境界より上流	CA	イ	京都市 長岡京市 境界点	府	昭53.3.24 府告示第174号
	(参考) 京都市と長岡京市の境界より下流*	CA	イ	小畠橋*		昭53.3.24 府告示第174号 平8.3.29 府告示第247号
宇治川	山科川合流点より上流	A	ハ	隱元橋*	国	昭45.9.1 開議決定
	山科川合流点から三川合流点まで	B	ハ	淀川御幸橋*		平21.11.30 環境省告示第80号
弓削川	全域	A	イ	寺田橋	府	平8.3.29 府告示第247号

H21に国が宇治川へ類型指定

府が桂川への類型指定を検討中

河川名	範囲	該当類型	達成期間	環境基準点	指定主体	指定年月日
桂川	世木ダムより上流	生物A	イ	八千代橋	府	
	世木ダムから渡月橋まで	生物B	イ	渡月橋		
天神川	渡月橋から天神川合流点まで	生物B	イ	西大橋	府	
	天神川合流点から宇治川合流点まで	生物B	イ	宮前橋		
宇治川	山科川合流点より上流	生物B	イ	隱元橋*	国	平21.11.30 環境省告示第80号
	山科川合流点から三川合流点まで	生物B	イ	淀川御幸橋*		

注1 *は、京都市域外である。

注2 達成期間のうち、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成するものとする。

①「生活環境に係るもの」別表の類型指定の改正

②「水生生物の保全に係る水質環境基準」に関する新たな項目の設置等



「水質汚濁に係る環境保全基準」(抜粋)

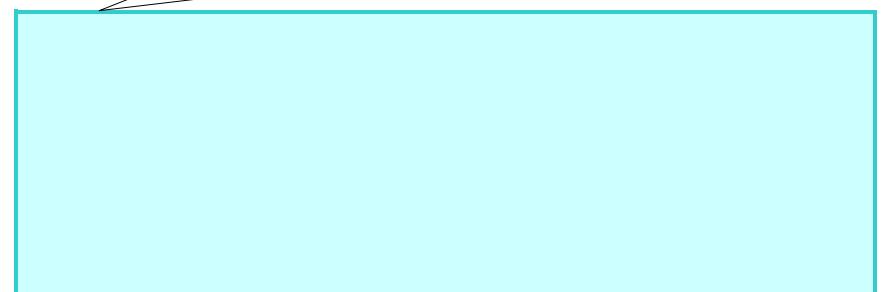
生活環境に係るもの

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN/100mL以下
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—

注1 対象水域及びその水域が該当する類型は、別表のとおりとする。

注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

※市保全基準には設定されていない。



(別表) 対象水域及びその水域が該当する類型

対象水域	類型
鴨川上流(1)(高橋から上流)	AA
鴨川上流(2)(高橋から高野川合流点まで)	A
鴨川中流(高野川合流点から勧進橋まで)	A
鴨川下流(勧進橋から下流)	B
白川	A
西高瀬川	C
高野川上流(花園川合流点から上流)	AA
高野川下流(花園川合流点から下流)	A
岩倉川	A
桂川上流(渡月橋から上流)	A
桂川中流(渡月橋から天神川合流点まで)	B
桂川下流(天神川合流点から宇治川合流点まで)	B
有栖川	B
御室川	A
天神川上流(御室川合流点から上流)	A
天神川下流(御室川合流点から下流)	B
新川	C
清瀧川(桂川合流点から上流)	AA
小畠川上流(京都市と長岡京市の境界から上流)	A
宇治川上流(山科川合流点から上流)	A
宇治川下流(山科川合流点から三川合流点まで)	B
旧安祥寺川	A
山科川上流(旧安祥寺川合流点から上流)	A
山科川下流(旧安祥寺川合流点から下流)	C
東高瀬川	B
弓削川	A

※市保全基準には設定されていない。

